

公益財団法人府中市勤労者福祉振興公社 無料職業紹介事業の運営に関する規程

(平成15年9月30日第12号議案)
改正 平成23年4月25日第6号議案
平成24年3月7日第18号議案

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人府中市勤労者福祉振興公社（以下「公社」という。）が実施する無料職業紹介事業（以下「事業」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(事業目的)

第2条 事業は、高齢者の生きがいと収入の確保を図ることを目的に、無料職業紹介・相談を行い地域社会における自立の促進を図り、地域福祉の推進に寄与する。

(事務所の設置)

第3条 設置場所は、次のとおりとする。

府中市府中町2丁目25番地 中央文化センター内

(事業内容)

第4条 事業は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 職業紹介、就業相談
- (2) 企業側と求職側双方の開拓と、登録整備
- (3) 高齢者の就業を推進するための企業側と求職側双方への啓発
- (4) 求職者への能力開発事業（研修・講習等）の実施

(均等待遇の原則)

第5条 求人者または求職者に対し、その申し込みの受理、面接、相談等の職業紹介等において、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であることなどを理由として、差別的な取り扱いをしてはならない。

(求 人)

第6条 求人者の申し込みについては、その申し込みの内容が法令に違反したり賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合を除き、これを受理する。

- 2 求人者の申し込みの際には、事業内容、賃金、労働時間、その他雇用条件をあらかじめ書面で提出するものとする。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付ができないときは、あらかじめそれ以外の方法により明示を行う。

(求 職)

第7条 求職者の申し込みについては、その申し込み内容が法令に違反する場合を除

(無料職業紹介事業運営規程)

き、これを受理する。

(紹介)

第8条 求職の申し込み者には、職業安定法第2条にも規定される職業選択自由の趣旨を踏まえ、その者の希望と能力に応ずる職業を極力速やかに紹介する。

2 求人者の申し込み者には、その者の希望に適合する求職者を極力紹介する。

3 紹介に際し求職の申し込み者に対して、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面で提示する。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面で交付できないときは、あらかじめそれ以外の方法により明示を行う。

4 求職の申し込み者に求人者を紹介する際、紹介状を発行する。求職の申し込み者は、その紹介状を持参して求人者を訪問する。

5 求人、求職の申し込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとる。

6 公社は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は、求職者を求人者に紹介しない。

(利用資格)

第9条 事業の利用者(以下「利用者」という。)は、都内に居住し、または勤務する55歳以上の者とする。

(利用登録)

第10条 利用者は求職票により、求人者は求人票により、それぞれ直接来所して利用登録するものとする。

2 前項の求人票による利用登録のうち、求人条件が明確で、求人実績が確認できるものについては、電話、ファクシミリ、ホームページ、郵便又は電子メールによる申し込みを受け付けることができるものとする。

(利用報告)

第11条 求人者及び求職者は、公社の紹介による雇用関係の成立・不成立について報告するものとする。また、雇用関係が終了したときも同様に報告するものとする。

(休業日)

第12条 休日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日および日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 12月29日から1月3日まで

(4) 前第3項に規定するもののほか、事務局長は、必要があると認めるときは、施設の管理上、臨時に休業日を設けることができる。

(受付時間)

第13条 受付時間は、第12条で規定する休日を除き、午前9時から午後5時までとする。

(職員)

第14条 事務局長は事業を実施するため、事務所に次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) その他目的を達成するために必要な職員
(職員の責務)

第15条 所長は、事務局長の命を受け、事業の事務を処理し、所属職員を指導監督する。

(職業紹介責任者)

第16条 事務所に職業安定法第33条第4項及び職業安定法施行規則第24条の6の規定に基づき、職業紹介責任者を置くものとする。

- 2 原則として職業紹介責任者は所長があたるものとし、職業紹介責任者講習会を受講し、労働関係法令に関する知識及び職業紹介事業に関連する経験を有するものとする。

(職員の守秘義務)

第17条 職員は、職業紹介に関して、求職者、求人者、その他から知り得た個人的な情報は全て秘密とし、これを漏らしてはならない。また、職員がその職を退いた後も同様とする。

- 2 個人情報 を適正に管理するため「個人情報適正管理規程」を別に定めるとともに所内に掲示して周知する。

(雑 則)

第18条 会社の業務の運営に関する規程は、以上のとおりであるが、業務は職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営するが、利用者から問い合わせ・説明等を求められた場合は、速やかに対応するものとする。

付 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、公益財団法人の移行登記の日から施行する。

付 則

この規程は、議決の日から施行する。

個人情報適正管理規程

個人情報適正管理規程

1. 個人情報の取扱者を、公益財団法人府中市勤労者福祉振興公社（以下「当公社」という。）事務局職員とする。
2. 個人情報の取扱責任者は、当公社無料職業紹介所所長とする。
3. 取扱者は、職業紹介責任者講習会を受講しなくてはならない。
4. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人からの情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。
5. 個人情報の取り扱いに係る苦情処理の担当者は、当公社無料職業紹介所所長とする。

事業所名 公益財団法人府中市勤労者福祉振興公社無料職業紹介所